

# 『法的根拠』をもとに自信をもって対応したいものです!!

愛媛の生徒指導  
平成29年3月 第49号



発行/愛媛県教育研究協議会生徒指導委員会

怪傑ルールマン

SNSでのいじめが増えている!

## 子どもをいじめから 守ろう!!

ネットいじめ

ルールを  
守れ!!

怪傑ルールマンは、SNS上にはじめからいじめも、根本から解決するために、自己責任を押しつける不平等のヒーローだ!

いじめ問題について考えるために、松山市では平成18年度より「子どもから広がるいじめ0(ゼロ)ミーティング」を毎年開催しています。

平成27年度のテーマ「SNS利用・ネットいじめ」

松山市内小中学生174名、松山市PTA連合会保護者代表10名、松山市小中学校初任者教員26名など、総計356名が参加。

★ネットトラブルを防ぐための行動目標を策定。

○みんなのことを考えて行動しよう ○送る前にどんな言葉か考えよう ○何かあったらすぐ周りの大人に相談しよう

★2学期に各校で、ネット利用に関するルール作りをしたり、ネットいじめに関する全校集会を開いたりすることを決定。



## 生徒指導上の諸問題への対応と法的根拠

～愛教研顧問弁護士 武田秀治先生への質問とその回答～

**Q1** LINE等のSNS上での生徒間トラブル(いじめ・脅迫等)に対して、学校はどこまで関われるのでしょうか?(どのような場合なら、生徒のスマホや携帯電話を見てもよいのでしょうか?)

**A1** 例えば「いじめ防止対策推進法」によれば、学校はいじめに対処する義務を有しています。SNS上であろうと、それがいじめであるなら、学校は対処しなければなりません。ただ、本人の同意なく、児童生徒のスマホ(携帯電話)を見ることは許されません。例外は、児童生徒の生命・身体に差し迫った危険が発生し、本人の同意なくスマホを見る以外に対策の方法がない場合です。(その場合でも保護者の同意はあったほうがよいし、そこまでの事案なら警察に相談すべきです。)

**Q2** 学校から発せられた音声(教育活動中の楽器の音や部活動のかけ声など)に関して、近所から「騒音である」とのクレームが寄せられた場合、どう対応すればよいのでしょうか?

**A2** 時間帯・音量等について校内で制限していることなどを説明し、近所の方に理解していただくよう、お願いをするしかありません。それでも納得していただけない場合、最後は、近所の方(被害者側)の訴えにより、裁判所が騒音の違法性の有無を判断することになります。

音声は、受忍限度(社会生活で他から受ける不利益に対する我慢の限度)を超えていなければ、違法性はなく、不法行為は成立しないことになり、損害賠償責任はありません。ただし、受忍限度の判断は、諸々の要素の総合判断ですから、教育活動中といえども受忍限度を超えていると判断される場合もあります。

**Q3** 保護者が、親権を持たない付添人(内縁の夫や、離婚した前夫や、「後見人」と名のる他人など)を連れてきた場合、どのように対応(拒否)すればよいのでしょうか?

**A3** 親権者が「付添人に全面的に委任している」と言った場合、委任状はなくとも民法上委任行為は有効です。親権者によって委任が解かれなくなると、後日付添人が一人で来校しても対応しなければなりません。もし、子供への教育的配慮が必要な場合(例 学校側から親権者のみに伝えたい情報がある場合など)は、付添人に席を外してもらうようお願いするしかありません。

ただ、付添人が学校の非を冷静かつ論理的に追及できたり、親権者を逆に説得することができたりする場合は、付添人を拒否しなくてもよいかもしれません。逆に、もし付添人の言動が業務妨害にあたるなら、警察に通報すればよいでしょう。

**Q4** 校内(学校管理下)での生徒間トラブル(けんか・暴力)や、部活動中の事故などで大けがをして、児童生徒に後遺症が見られた場合、どのように対応すればよいのでしょうか?

**A4** まずは、学校側に安全配慮義務違反があるか否かを検討しなければなりません。例えば、休憩時間といえども、生徒間のトラブルを予想できていたのなら、責任がないとは言えません。逆に、下校中の突発的なけんかなど、予想のできないものなら、責任は問われにくいはずですが。

また、後遺症が発生した場合、災害共済給付制度等の支払だけでは不足することが多いので、支払義務者(学校設置者の市や町)との協議が必要です。なお、教員が一人として訴えられた場合については、公務員の職務行為中は、個人責任を負わない法制となっていますので、教員個人が被害者に対して、直接賠償責任を負うことはありません。